

# 第二期地方分権改革の推進と地方税財源の充実確保

(内閣府，総務省，財務省)

## 【提案の要旨】

- 1 「地方にできることは地方が担う」という原則の下，国と地方の役割分担を見直し，一体的な権限・事務・税財源の移譲を行うこと。
- 2 国による関与，義務付けや国庫補助金を廃止・縮小し，関係する国の地方支分部局等の廃止・縮小を行うことにより，国と地方の二重行政を解消すること。
- 3 地方税財源の充実強化と偏在是正を図ること。
- 4 地方交付税の総額確保と機能堅持を図ること。

## 【提案の理由】

安倍内閣では，「地方の活力なくして国の活力なし」との方針の下，地方分権改革の推進を最重要課題の一つとして位置付けている。

昨年12月8日には「地方分権改革推進法」が成立し，本年4月からは「地方分権改革推進委員会」において，議論が本格化するなど，第二期地方分権改革に向けた動きが加速しているところである。

真の地方分権を確立するためには，国と地方の役割分担の根本的な見直しを行った上で，その役割分担に応じた事務・権限及び税財源の再配分を一体的に行うことによって，地方の自治体経営における自主性，自立性を確保することが不可欠であり，我々が求める地方分権の意義や地方分権改革推進法に定める基本理念の下，途半ばにある地方分権改革を一体的に推進し，かつ早期に実現する必要がある。

## 【提案の具体的内容】

### 1 国と地方の役割分担の見直し

地方の権限と責任を大幅に拡充し，基礎自治体と広域自治体がそれぞれの役割分担に応じて自主的，自立的な行財政運営を行えるよう，地方分権改革推進法に定める基本理念に沿った国と地方の役割分担の見直しに大胆に取り組むこと。

### 2 国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化

国と地方の役割分担の見直しに沿って，国と地方の二重行政を解消し，国・地方を通じた行政の簡素化等の改革を一体的に推進すること。

(1) 国から地方への事務・権限の移譲

(2) 国の過剰な関与，義務付け，枠付けの廃止・縮小

(3) 国の地方支分部局等の廃止・縮小

### 3 「(仮)地方行財政会議」の法律による設置

政府と地方の代表者等が協議を行い、地方の意見を政府の政策立案及び執行に反映させるため、「(仮)地方行財政会議」を法律によって設置すること。

また、政府は、会議において協議が整った事項については、その結果を尊重するよう努力すること。

### 4 国庫補助負担金の改革

- (1) 国庫補助負担金改革に当たっては、地方分権の理念に沿って、地方から国へ提出済みの「国庫補助負担金等に関する改革案」を着実に実施し、国庫補助負担金の廃止(一般財源化)などを行うこと。

なお、第二期改革による見直し後も地方が実施する事業については、その所要額すべてを税財源に含め一般財源として措置すること。

- (2) 国庫補助負担金の廃止を行う一方で、従前の国庫補助金と同一又は類似の目的、内容を有する国庫補助負担金、交付金、統合補助金を創設しないこと。

〔具体的な問題点の例：巻末別表1のとおり〕

- (3) 国直轄事業負担金については、自治体に対して個別に財政負担を課する極めて不合理なものであることから、これを廃止すること。特に、維持管理費に係る国直轄事業負担金は、本来、管理主体が負担すべきことからこれを早急に廃止すること。

### 5 地方税の充実強化と偏在是正

依然として、国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率において生じている大きな乖離を是正するため、今後、国と地方の適切な役割分担を踏まえ、地方が担うべき事務と責任に見合った税財源が確保されるよう、抜本的な税体系の見直しを行うこと。

- (1) 基幹税である消費税などにより国から地方へ税源を移譲し、国税と地方税の割合をまずは5対5とすること。

- (2) 地方団体間の財政力格差が拡大しないよう、地域偏在性の少ない地方税体系とした上で、地方交付税の財源調整機能、財源保障機能を充実・強化し、税源の乏しい団体についても地方税、地方交付税を含めた一般財源総額が確保されるよう適切な配慮をすること。

- (3) 「ふるさと納税制度」については、具体的な仕組みを検討した上で、適切に導入すること。

### 6 地方交付税の総額確保と機能堅持

- (1) 地方交付税は、すべての地方公共団体において、学校教育、社会福祉、社会資本の整備や維持、消防、警察等の基本的な行政サービスを提供できるよう、地方税の地域間偏在を調整し、財源を保障するために必要不可欠な地方固有の財源である。

したがって、国の財政再建のために、地方交付税を削減すべきでなく、平成20年度の予算編成に当たっては、地方交付税の現行法定率を堅持し、地方公共団体の安定的な財政運営に支障が生じないように地方交付税総額を確実に確保すること。

- (2) 景気対策や政策減税、財政対策等により、国が過去に約束した地方債の元利償還金等に対する交付税措置については、確実に履行すること。また、交付税を政策誘

導の手段として利用することは、縮小・廃止すること。

- ( 3 ) 本年度から導入される新型交付税については、配分額の変動によって、地方公共団体の財政運営に支障が生じることがないようにすること。

また、条件不利地域等の特別な財政需要に対する配慮については、経過的な措置でなく、継続した十分な措置を講じること。

- ( 4 ) 地方交付税が地方固有の財源であることを明確にするため、名称を「地方共有税」に変更するとともに、国の裁量により一方的に削減されることのないよう国の特別会計に直接繰り入れを行うこと。